

【新規就農者】

事業名	農政部 所管課	新規 事業	事業主体 交付対象者	事業内容	農業振興事務所 担当窓口
とちぎ農業マイスター設置事業費	経営技術課		農業協同組合等	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象：就農希望者の技術習得の指導等を行うとちぎ農業マイスターの設置等 補助率：定額(40千円/月・人) 	経営普及部 経営指導課
経営資源有効活用リフォーム支援事業費	経営技術課		認定新規就農者(経営開始5年以内)、施設移譲予定者等	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象：継承又は継承予定の農業用機械や施設などの経営資源の修繕 補助率：1/2 (上限1,500千円(畜産施設は5,000千円)) 	経営普及部 経営指導課
農業人材力育成総合対策事業費					
新規就農者育成総合対策事業費					
就農準備資金	経営技術課		49歳以下で就農する者のうち、県農業大学校や県が認める研修機関で研修を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> 就農に向けて研修する者に資金を交付 交付額：定額 (年間150万円/人、最長2年間) 	経営普及部 経営指導課
経営開始資金	経営技術課		49歳以下の認定新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営開始直後の者に資金を交付 交付額：定額 (年間150万円/人、最長3年間) 	経営普及部 経営指導課
経営発展支援事業費	経営技術課		49歳以下の認定新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> 農業用機械・施設等の導入に対する助成 補助限度額：750万円(国1/2、県1/4) ※経営開始資金の交付対象者は375万円(国1/2、県1/4) 	経営普及部 経営指導課
地域サポート体制構築事業費					
地域サポート体制整備事業費	経営技術課		市町、協議会、農業協同組合、市町公社等	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象： <ul style="list-style-type: none"> ア 複数の機関の協働による効果的な支援体制構築支援検討会の開催、主導的人材の発掘・確保、先進地視察、マニュアルの整備等 イ トータルサポート活動の支援 短期農業研修の実施、就農前後における農地、生活、販売面等の相談対応・指導等就農相談体制の整備 補助率：定額(1地区あたり上限200万円) 	経営普及部 経営指導課
新規就農者誘致環境整備事業費(ハード)	経営技術課		市町、協議会、農業協同組合、市町公社等	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象：就農希望者に実践的な研修を行うための農業用施設(トレーニングファーム)の整備、農業用機械・設備の導入を支援 補助率：1/2 	経営普及部 経営指導課

事業名	農政部 所管課	新規 事業	事業主体 交付対象者	事業内容	農業振興事務所 担当窓口
新規就農者経営発展緊急支援事業費（R6補正予算）					
初期投資促進タイプ	経営技術課		49歳以下の認定新規就農者	農業用機械・施設等の導入に対する助成 ・補助限度額：750万円（国1/2、県1/4） ※経営開始資金の交付対象者は375万円（国1/2、県1/4）	経営普及部 経営指導課
世代交代円滑化タイプ	経営技術課		独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者（令和4年度以降に農業経営を開始した個人・法人であること。） ※研修中など経営開始前であっても、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能	① ソフト事業 ・対象経費：農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組 ・補助率：国1/3 ② ハード事業 ・対象経費：機械・施設等の導入 ・補助率：国1/2、都道府県1/4 ※補助上限額は①、②を合わせて国費6,000千円以内の支援、それぞれ単独での実施も可	経営普及部 経営指導課

【担い手（認定農業者・集落営農組織）支援、広域営農システム、農地集積・集約化関係】

事業名	農政部 所管課	新規 事業	事業主体 交付対象者	事業内容	農業振興事務所 担当窓口
農地利用効率化等支援事業費	経営技術課		市町	「地域計画」に位置付けられた中心経営体等が、地域が目指すべき農地利用の姿の実現に向けて農地の集約化を図り、効率的な生産に取り組むために必要な農業用機械・施設の導入を支援 融資主体補助事業費（補助） ・助成対象者：認定農業者、認定就農者、集落営農組織 等 ・補助対象：農業用機械・施設 ・補助率：融資残額のうち事業費の3/10 等	企画振興課 企画振興課
担い手確保・経営強化支援事業費業費 （R6補正予算）	経営技術課		市町	先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手が行う農業用機械・施設の導入等や、認定農業者等が地域農業の持続性を確保するための新たな担い手の育成を図る取組を支援 融資主体補助事業費（補助） ・助成対象者：認定農業者、認定就農者、集落営農組織 等 ・補助対象：農業用機械・施設の導入等 ・補助率：融資残額のうち事業費の1/2 等	企画振興課 企画振興課

事業名	農政部 所管課	新規 事業	事業主体 交付対象者	事業内容	農業振興事務所 担当窓口
経営体育成推進事業費					
集落営農活性化プロジェクト促進事業費					
集落営農活性化ビジョン推進事業費	経営技術課		集落営農組織	集落営農組織の活性化に必要なビジョンの策定等に要する経費の助成 ・補助対象：ビジョン策定や実行等に必要な専門家の派遣、高収益作物の試験栽培、若者等の雇用、法人化等 ・補助率：定額（補助上限額：1,500千円）	経営普及部 経営指導課
集落営農活性化ビジョン推進体制整備事業費	経営技術課		集落営農組織	集落営農組織の活性化・ビジョン実現に必要な共同利用機械等の導入に要する経費の助成 ・補助対象：集落営農組織の活性化に必要な共同利用機械等の整備 ・補助率：1/2（補助上限額：10,000千円）	経営普及部 経営指導課
とちぎ広域営農システム構築事業費					
広域営農システム構築活動促進事業費					
集落営農再編促進事業費	経営技術課		再編等準備委員会等 （農業者等が組織する団体・協議会）	・補助対象：集落営農組織の合併や連携を推進するための検討費用（研修会、集落座談会・全体集会、県外事例調査等） ・補助率：1/2	経営普及部 経営指導課
広域経営法人等設立支援事業費	経営技術課		法人設立準備委員会等 （関係者等が組織する協議会等）	・補助対象：農業協同組合や市町等が出資する広域経営法人の設立のための検討費用（検討会、県外事例調査等） ・補助率：1/2	経営普及部 経営指導課
企業的農業参入支援事業費	経営技術課		市町	・補助対象：企業の農業参入を推進するための検討費用（研修会、集落との意見交換会・検討会・全体説明会等） ・補助率：1/2	経営普及部 経営指導課
広域展開法人設立事業費					
広域経営法人等設立推進事業費	経営技術課		広域的な経営を行う法人	・補助対象：農業協同組合や市町等が出資する広域経営法人の営農に必要な農業用機械・施設のリース料等 （農業機械リース費、種苗費、肥料費等） ・補助率：1/2	経営普及部 経営指導課
企業的農業参入推進事業費	経営技術課		新たに農業に参入する法人	・補助対象：農業参入する企業の営農に必要な農業用機械・施設のリース料等 ・補助率：1/2	経営普及部 経営指導課

事業名	農政部 所管課	新規 事業	事業主体 交付対象者	事業内容	農業振興事務所 担当窓口
農地集積推進事業費					
機構集積協力金交付事業費	生産振興課		市町	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：農地中間管理機構を活用した地域ぐるみの農地集積・集約化の取組 ・補助率：定額 	企画振興部 振興チーム